

「連結会計」シリーズ (6)

第6回 持分法

ながえ たかゆき
公認会計士 永江 孝幸

1. はじめに

連結会計に関連する会計基準等は多岐にわたり、また、連結の範囲、連結決算日、投資と資本の相殺消去等、連結財務諸表における開示等に関して、実務上、論

点となることも多いことから、連結会計の主要論点に関する基本的な内容について、解説を連載している。

本号の第6回では【図表1】の通り、持分法の意義について持分法と連結との相違も踏まえて解説するとともに、持分法の具体的な会計処理について解説を行う。

【図表1】連載テーマ

回	テーマ	内容
6	持分法	●持分法の意義及び会計処理

以下は、本号「持分法」の解説にあたって参照している基準等の一覧であるが、本シリーズでは連結会計の主要論点に関する基本的な内容を解説しており、「持分法」のテーマに関する論点を網羅していないため、本号に記載されなかった論点は基準等の原文を参照されたい。

- 企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」(以下、「連結会計基準」という。)
- 企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」(以下、「持分法会計基準」という。)
- 会計制度委員会報告第9号「持分法会計に関する実務指針」(以下、「持分法実務指針」という。)
- 企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」(以下、「企業結合会計基準」という。)
- 企業会計基準適用指針第8号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(以下、「純資産適用指針」という。)
- 企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」(以下、「包括利益会計基準」という。)
- 企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」(以下、「退職給付会計基準」という。)

2. 持分法の意義及び会計処理

(1) 持分法と連結の相違

「持分法」とは、投資会社が被投資会社(持分法を適用する被投資会社を以下、「持分法適用会社」という。)の資本及び損益のうち投資会社に帰属する部分の変動に依じて、その投資の額を連結決算日ごとに修正する方法である(持分法会計基準4項、持分法実務指針2項参照)。

持分法適用会社の財務諸表の適正な修正や資産及び負債の評価に伴う税効果会計の適用等、原則として、連結子会社の場合と同様の処理を行う(持分法会計基準8項参照)。

連結では勘定科目ごとに合算し必要な修正を行うのに対し、持分法では原則として投資会社の持分相当額を投資の額の修正と「持分法による投資損益」により反映するという違いがあるが、投資会社に帰属する当期純利益及び純資産に与える影響は、【図表2】で示している事項を除いて、同一となる。連結と持分法の会計処理の相違については、支配を獲得している子会社と、支配を獲得していない関連会社とは基本的に異なることにより、【図表2】で示している相違が生じていると考えられる*1。

*1 平成25年改正企業結合会計基準及び平成25年改正連結会計基準の適用により、取得関連費用、子会社株式の追加取得や一部売却等の取扱いが改正された結果、持分法と連結の会計処理の相違点が増えている(持分法実務指針2-2項及び36-3項参照)。

【図表2】 連結と持分法の会計処理の相違

	連結	持分法	
		関連会社	非連結子会社*2
資産及び負債の時価評価	全面時価評価法（非支配株主持分に相当する部分を含める）	部分時価評価法（投資会社の持分に相当する部分に限定する）	連結子会社の会計処理に準じた取扱い（全面時価評価法）
段階取得・段階的な投資	支配獲得日の時価と支配を獲得するに至った個々の取引ごとの原価の合計額との差額を損益計上*3（段階取得に係る損益）	原則として、投資日ごとの原価とこれに対応する持分法適用会社の資本の差額をのれん又は負ののれんとする	連結子会社の会計処理に準じた取扱い
取得関連費用・付随費用	発生時の費用処理	投資原価に含む	連結子会社の会計処理に準じた取扱い又は関連会社と同様の取扱いのいずれも認められる
追加取得時の差額	資本剰余金（支配が継続している場合に限る）	のれん又は負ののれん	連結子会社の会計処理に準じた取扱い又は関連会社と同様の取扱いのいずれも認められる
一部売却時の差額		売却損益の調整	

（出所：持分法実務指針2-2項、3-2項及び6項を要約したもの）

(2) 持分法の基本的な会計処理

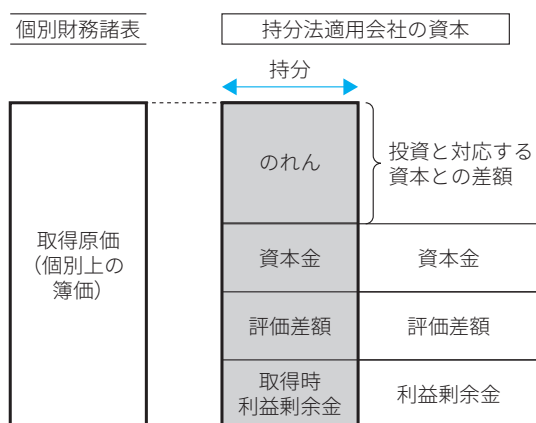
持分法の基本的な会計処理について解説を行う。

なお、【図表3】は、投資と対応する持分法適用会社

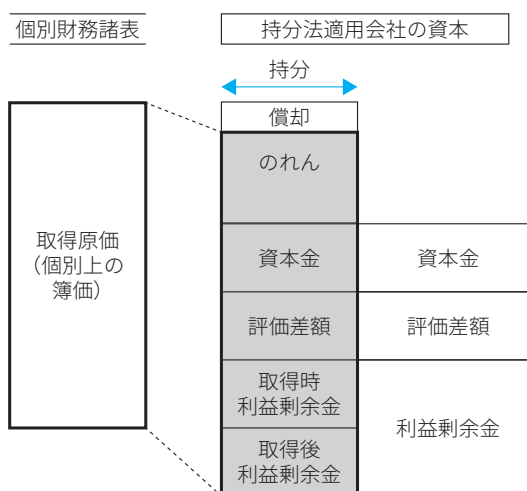
の資本に着目し、持分法適用時及び適用後のイメージを比較して図示しているのので、参考にされたい。

【図表3】 投資と対応する持分法適用会社の資本

【持分法適用時】



【持分法適用後】



持分法適用開始時は、個別上の簿価＝連結上の簿価であり、仕訳なしとなる。評価差額、のれんは投資勘定に含まれる（仕訳はない）。

…連結上の簿価（連結上の投資勘定）

*2 重要性が乏しい子会社に限られる（持分法実務指針3項及び3-2項参照）。

*3 連結においては、支配の獲得によって過去の投資はいったん清算され、改めて投資を行ったとの考え方によるものである（連結会計基準62項、企業結合会計基準25項(2)、89項及び90項参照）。

① 持分法適用会社の資産及び負債の評価（持分法実務指針6項参照）

持分法の適用日において、持分法適用会社の資産及び負債を時価により評価しなければならない。持分法適用会社の資産及び負債の時価による評価額と当該資産及び負債の個別貸借対照表上の金額との差額（以下、「評価差額」という。）は、持分法適用会社の資本（本稿4.を参照）とする（持分法適用開始日までに株式を段階的に取得して関連会社とした場合の会計処理については、本稿3.で後述する）。

評価差額は、税効果会計の対象となる。評価差額に重要性が乏しい持分法適用会社の資産及び負債は、個別貸借対照表上の金額によることができる。なお、評価差額の計算は、個々の資産又は負債ごとに行う。

【図表2】の通り、連結については全面時価評価法によることとなるが、持分法適用関連会社については、部分時価評価法により評価する。非連結子会社に持分法を適用する場合には、連結子会社の場合と同様に、支配獲得日において、全面時価評価法によることとなる。

② 投資と資本の差額及びその償却（持分法実務指針9項参照）

投資と対応する持分法適用会社の資本との差額はのれん又は負ののれんとし（持分法会計基準11項参照）、のれんは原則として、その計上後20年以内に定額法その他合理的な方法により償却することが求められている。

また、負ののれんが生じると見込まれる場合には、持分法適用会社の資産及び負債の把握並びにそれらに対する取得原価の配分が適切に行われているかどうかを見直し、見直しを行っても、なお生じた負ののれんは、当該負ののれんが生じた事業年度の利益として処理する（持分法会計基準21-2項(2)参照）。

なお、連結とは異なり、持分法におけるのれんは、投資に含めて処理し（持分法会計基準11項参照）、のれんの当期償却額や負ののれんなどは、持分法による投資損益に含めて営業外損益の区分に表示する（持分法会計基準27項参照）。

<持分法におけるのれんの償却に関する仕訳例>

(借) 持分法による投資損益	×××	(貸) 投資有価証券	×××
----------------	-----	------------	-----

③ 持分法損益の計算（持分法実務指針10項参照）

投資会社は、持分法適用会社の直近の財務諸表を使用し（持分法会計基準10項参照）、投資の日以降における持分法適用会社の純利益又は純損失のうち投資会社の持

分又は負担に見合う額を算定して、「持分法による投資損益」を相手勘定とし、投資の額を増額又は減額し、当該増減額を親会社株主に帰属する当期純利益に含める処理を行う。

<持分法適用会社の当期純利益の持分額に関する仕訳例>

(借) 投資有価証券	×××	(貸) 持分法による投資損益	×××
------------	-----	----------------	-----

④ 未実現損益の消去（持分法実務指針11項、12項及び13項参照）*4

投資の増減額の算定にあたっては、連結会社（親会社及び連結される子会社）と持分法適用会社との間の取引に係る未実現損益を消去するための修正を行う（持分法会計基準13項参照）。未実現損益の消去に関する連結修正については、税効果会計を適用する。

▶売手側である連結会社に生じた未実現損益（ダウン

ストリームの場合）の処理

売手側である連結会社に生じた未実現損益の消去額は、売手側である連結会社の売上高等の損益項目と買手側である持分法適用会社に対する投資の額に加減する。ただし、前者について利害関係者の判断を著しく誤らせない場合には、当該金額を「持分法による投資損益」に加減することができる。

<連結会社（売手側）に生じた未実現損益の処理に関する仕訳例>

(借) 売上高 ^(*)	×××	(貸) 投資有価証券	×××
------------------------	-----	------------	-----

(*) 利害関係者の判断を著しく誤らせない場合には、当該金額を「持分法による投資損益」に加減することができる。

▶売手側である持分法適用会社に生じた未実現損益（アップストリームの場合）の処理
売手側である持分法適用会社に生じた未実現損益の連

結会社の持分相当額は、「持分法による投資損益」と買手側である連結会社の未実現損益が含まれている資産の額に加減する。ただし、後者について利害関係者の判

*4 未実現損益の消去については、本シリーズ第5回（本誌『会計情報』2019年6月号（Vol.514））で取り扱っているため、本稿での解説は会計処理の概要のみとしている。

断を著しく誤らせない場合には、当該金額を持分法適用 会社に対する投資の額に加減することができる。

<持分法適用会社（売手側）に生じた未実現損益の処理に関する仕訳例>

(借) 持分法による投資損益	×××	(貸) 棚卸資産 ^(*2)	×××
----------------	-----	--------------------------	-----

(*2) 利害関係者の判断を著しく誤らせない場合には、当該金額を持分法適用会社に対する投資の額に加減することができる。

⑤ 受取配当金の処理（持分法実務指針14項参照）
持分法適用会社から配当金を受け取った場合には、当該配当金に相当する額を投資の額から減額する。投資会

社の個別財務諸表においては受取配当金として計上されているため、これを消去することになる。

<持分法適用会社から受け取った配当金の消去仕訳例>

(借) 受取配当金	×××	(貸) 投資有価証券	×××
-----------	-----	------------	-----

⑥ 持分法適用開始後の開始仕訳

持分法の適用開始後の次年度以降においては、連結と同様に、開始仕訳として持分法適用後の仕訳を引き継ぐ必要がある。「持分法による投資損益」とした過年度の金額は利益剰余金期首残高とし、その他の包括利益累計額は、過年度の金額をそのまま引き継ぐこととなる。

指針6-2項)。

持分法適用開始日までに株式を段階的に取得して関連会社とした場合、時価評価の方法については、以下、【図表4】で示しているように、原則法と簡便法がある。

ただし、簡便法は、株式の段階取得に係る計算の結果が原則法によって処理した場合と著しく相違しないときや、過去の段階的な株式取得時の詳細なデータが入手できず、投資額と資本持分額の調整計算をある一定時点を基準日として行わざるを得ない場合に認められる方法とされていることから（持分法実務指針6-3項参照）、簡便法の適用については慎重に判断する必要があると考えられる。

なお、簡便法を適用することができるかどうかは、関連会社ごとに判断するものとされている（持分法実務指針6-3項なお書き）。

3. 株式を段階的に取得し関連会社とした場合の会計処理

(1) 持分法適用開始日までに投資が段階的に行われている場合

持分法適用関連会社の資産及び負債は、株式の取得日ごとに当該日の時価で評価し、個別貸借対照表上の金額との差額のうち投資会社持分に対応する部分の金額（税効果額控除後）を評価差額として計上する（持分法実務

【図表4】持分法適用開始日までに株式を段階的に取得している場合

	内容	会計処理（持分法実務指針6-4項）
原則法	関連会社の資産及び負債を株式の取得日ごとに当該日の時価で評価する（持分法実務指針6-2項参照）。	株式取得日ごとに算定した関連会社の資本のうち取得した株式に対応する部分を関連会社に対する投資額と調整計算するため、取得時利益剰余金 ^(*1) は投資額と調整計算され、取得後利益剰余金 ^(*2) は、利益剰余金又は持分法による投資損益として処理される。
簡便法	持分法適用開始日における時価を基準として、関連会社の資産及び負債のうち投資会社の持分に相当する部分を一括して評価することができる（持分法実務指針6-3項参照）。	取得後利益剰余金であっても簡便法適用日までに生じたものについては投資額と調整計算されるが、簡便法適用日後に生じた取得後利益剰余金は連結損益計算書上、持分法による投資損益として処理される。

(*1) 取得時利益剰余金：株式取得日までの利益剰余金のうち投資会社持分額

(*2) 取得後利益剰余金：株式の取得後に生じた関連会社の利益剰余金のうち投資会社持分額

(2) 持分法適用開始日までに生じた取得後利益剰余金の処理

原則法においては、取得後利益剰余金のうち、持分法

適用開始日までに生じたものが投資会社の利益剰余金として処理されることになる。これは、連結損益計算書を経由しないため、連結株主資本等変動計算書の利益剰余

金の区分に「持分法適用会社の増加に伴う利益剰余金増 【設例1】では、原則法と簡便法の会計処理の違いを加高（又は減少高）」等の科目をもって表示する（持分法適用開始を示している。法実務指針32項参照）。

【設例1】株式を段階的に取得し関連会社とした場合の会計処理（原則法と簡便法）

<前提条件>

- ・当社はX1年3月31日にA社株式の10%を150で取得し、X2年3月31日に20%を300で追加取得した。
- ・X2年3月31日の時点でA社は関連会社となり、持分法を適用する。
- ・税効果は考慮しない。A社は剰余金の配当を行っていない。

A社		X1/3/31	持分法適用開始	
			(期中)	X2/3/31
資本金	i	300		300
利益剰余金	ii	300	200	500
土地（簿価）		100		100
土地（時価）		200		300
評価差額	iii	100		200
出資比率（追加）	iv	+10%		+20%
出資比率	v	10%		30%
取得原価（個別簿価）		150		300
	計 vi			450

(原則法一のれんの算出)

評価差額の持分額	vii=iii × iv	10	40
	(計) viii		50
当社持分	(i + ii) × v + viii		290
持分法評価額			470
のれん			180

取得原価450
+取得後利益剰余金
20 (200×10%)

(簡便法一のれんの算出)

当社持分	(i + ii + iii) × v		300
持分法評価額			450
のれん			150

<計算過程と仕訳例>

X2/3/31

(原則法の場合—連結修正)

持分法適用開始日までに生じた取得後利益剰余金 (200×10%)

(借) 投資有価証券	20	(貸) 持分法適用会社の増加に伴う利益剰余金増加高	20
------------	----	---------------------------	----

評価差額、のれんについては投資勘定に含まれるため、仕訳はない。

(簡便法の場合—連結修正)

仕訳なし

評価差額、のれんについては投資勘定に含まれるため、仕訳はない。

また、簡便法適用日までに生じた取得後利益剰余金は、投資と相殺消去されるため、仕訳はない。

<持分計算表（例）>（原則法の場合）

摘要	当社持分				のれん e	連結簿価 f=d+e	個別簿価 g	取得後利益剰余金 h=f-g
	資本金	利益剰余金	評価差額	合計				
	a	b	c	d=a+b+c				
X1/3/31								
当初取得+10%	30	30	10	70	80	150	150	-
X2/3/31								
取得後利益剰余金		20		20		20		20
追加取得+20%	60	100	40	200	100	300	300	-
X2/3/31								
(計) 30%	90	150	50	290	180	470	450	20

<持分計算表（例）>（簡便法の場合）

摘要	当社持分				のれん	連結簿価	個別簿価	取得後利益剰余金	
	資本金	利益剰余金	評価差額	合計					
	a	b	c	d=a+b+c	e	f=d+e	g	h=f-g	
X2/3/31	30%	90	150	60	300	150	450	450	-

（設例1補足図）原則法と簡便法における取得後利益剰余金の取扱いの相違

	取得時利益剰余金	持分法適用開始日までに生じた取得後利益剰余金	持分法適用開始日後に生じた取得後利益剰余金
原則法	投資額と資本持分額の調整計算に織り込まれる。	連結損益計算書を経由しないで、利益剰余金として処理する。	「持分法による投資損益」として処理する。
簡便法	投資額と資本持分額の調整計算に織り込まれる。		

4. 持分法適用会社の資本（その他の包括利益累計額の取扱い）

持分法の適用にあたり持分法適用会社の資本は、以下①から④の項目（いずれも税効果適用後）の合計となる（純資産適用指針5項及び6項参照）。

- ① 個別貸借対照表上の純資産の部における株主資本
- ② 個別貸借対照表上の純資産の部における評価・換算差額等
- ③ 退職給付に係る調整累計額
- ④ 資産及び負債の時価と当該資産及び負債の個別貸借対照表上の金額との差額（評価差額）

退職給付に係る調整累計額については、持分法適用会社の個別財務諸表には計上されないため*5、持分法適用にあたり調整が必要となる点に留意が必要である（持分法実務指針10-2項参照）。

持分法適用会社がその他の包括利益累計額を計上している場合において、投資の日（持分法適用日）以降における持分法適用会社のその他の包括利益累計額のうち投資会社の持分又は負担に見合う額を算定して投資の額を増額又は減額する（持分法実務指針10-2項参照）。この持分法仕訳例を示すと以下の通りである。

<持分法適用日以降のその他の包括利益累計額の変動を反映する持分法仕訳例>

(借) 投資有価証券	×××	(貸) その他の包括利益	×××
------------	-----	--------------	-----

当該増減額について、連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書上のその他の包括利益においては、持分法適用会社のその他の包括利益に対する投資会社の持分相当額として一括して区分表示するが、連結貸借対照表上のその他の包括利益累計額においては、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、為替換算調整勘定、退職給付に係る調整累計額等の各内訳項目に当該持分相当額を含めて表示することに留意が必要である（持分法実務指針10-2項、包括利益会計基準7項及び32項参照）。

【設例2】では、持分法におけるその他の包括利益累計額の取扱いを示している。

なお、新株予約権については、未行使の段階においては帰属が未確定であることなどから、資本連結手続における連結子会社の資本と同様に、持分法適用会社の資本に含めないこととされている（持分法実務指針2項、純資産適用指針21項(1)参照）。

*5 連結財務諸表上、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を負債又は資産として計上し、未認識項目（退職給付に係る調整累計額）を純資産の部に計上するが、個別財務諸表上は退職給付債務に未認識項目を加減した額から年金資産の額を控除した額を退職給付引当金（又は前払年金費用）として計上するという違いがある（退職給付会計基準13項及び39項参照）。

【設例2】その他の包括利益累計額の取扱い

<前提条件>

- ・当社はX2年3月31日にB社株式の40%を300で取得し、持分法を適用する。
- ・税効果は考慮しない。B社は剰余金の配当を行っていない。のれんは5年で償却する。

B社		持分法適用開始		
		X2/3/31	(期中)	X3/3/31
資本金	i	400		400
利益剰余金	ii	300	200	500
評価・換算差額等	iii	50	50	100
新株予約権		30		30
純資産合計		780		1,030
未認識数理計算上の差異（－：借方）	iv	-300	-30	-330
土地（簿価）		100		
土地（時価）		200		
評価差額	v	100		
当社の出資比率		40%		
取得原価（個別簿価）		300		
当社持分		(i + ii + iii + iv + v) × 40%		
のれん		220		
		80		

<計算過程と仕訳例>

X2/3/31

(連結修正) 持分法の適用開始

仕訳なし

X3/3/31

(連結修正)

当期純利益の持分額 (200×40%)

(借) 投資有価証券	80	(貸) 持分法による投資利益	80
------------	----	----------------	----

その他の包括利益（評価・換算差額等）の持分額 (50×40%)

(借) 投資有価証券	20	(貸) その他の包括利益	20
------------	----	--------------	----

その他の包括利益（退職給付に係る調整額）の持分額 (-30×40%)

(借) その他の包括利益	12	(貸) 投資有価証券	12
--------------	----	------------	----

のれん償却 (80÷5年)

(借) 持分法による投資損益	16	(貸) 投資有価証券	16
----------------	----	------------	----

<持分計算表（例）>

摘要	当社持分						のれん	連結簿価	個別簿価	取得後利益剰余金	取得後その他の包括利益累計額
	資本金	利益剰余金	評価・換算差額等	退職給付調整累計額	評価差額	合計					
	a	b	c	d	e	f					
X2/3/31											
取得 (40%)	160	120	20	-120	40	220	80	300	300	-	-
X3/3期											
当期純利益		80				80		80		80	
評価・換算差額等			20			20		20			20
退職給付調整				-12		-12		-12			-12
のれん償却 (5年)							-16	-16		-16	
X3/3/31											
(計)	160	200	40	-132	40	308	64	372	300	64	8

いて追加取得及び一部売却等を行った場合の会計処理を要約すると、以下【図表5】の通りとなる。

5. 追加取得及び一部売却等

持分法の適用後において、持分法適用会社の株式につ

【図表5】追加取得及び一部売却等

項目	会計処理
追加取得 (持分法実務指針16項)	資本のうち追加取得した株式に対応する持分（この資本には評価差額が含まれることに留意する。）と追加投資額との間に生じた差額は、のれん又は負ののれんとして処理する。
売却 (持分法実務指針17項)	資本のうち売却した株式に対応する持分の減少額と投資の減少額との間に生じた差額は、持分法適用会社株式の売却損益の修正として処理する。ただし、当該差額のうち、持分法適用会社が計上しているその他の包括利益累計額に係る部分については、売却損益の修正に含めない。 なお、売却に伴うのれんの未償却額のうち売却した株式に対応する部分についても、上記持分の減少額に含めて計算する。
持分法適用会社の時価発行増資等 (持分法実務指針18項)	投資会社の払込額と投資会社の持分の増減額との間に差額が生じた場合、投資会社の持分比率が増加したときには追加取得に準じて処理し、持分比率が減少したときには一部売却に準じて処理する。持分比率が減少した場合には、当該差額（その他の包括利益累計額に係る部分を除く。）を持分変動損益等その内容を示す適当な科目をもって特別利益又は特別損失の区分に計上する。 ただし、利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められる場合には、当該持分変動損益を利益剰余金に直接加減することができる。
関連会社株式の売却等により当該会社が関連会社に該当しなくなった場合 (持分法実務指針19項)	残存する当該会社の株式は、個別貸借対照表上の帳簿価額をもって評価する。 非連結子会社の株式の売却等により当該会社が子会社及び関連会社に該当しなくなった場合には、上記の会計処理に準じて処理をする。

6. 持分法適用関連会社が債務超過となった場合

(1) 関連会社の債務超過額の負担の範囲と会計処理（持分法実務指針20項参照）

持分法適用関連会社*6が債務超過となった場合、投資会社は、持分法適用関連会社の欠損を負担する責任が投資額の範囲に限られているときは、持分法による投資価額がゼロとなるところまで負担し、マイナスの持分については認識しない。

ただし、他の株主との間で損失分担契約がある場合、持分法適用関連会社に対して貸付金等がある場合、又は契約上若しくは事実上の債務保証がある場合には、契約による損失分担割合又は持分割合等、債務超過額（マイナスの純資産額を意味する。）のうち投資会社が事実上負担することになると考えられる割合に相当する額を投資会社の持分に負担させなければならない。

さらに、関連会社であっても、他の株主に資金力又は資産がなく、投資会社のみが借入金に対し債務保証を行っているような場合等、事実上、投資会社が当該関連会社の債務超過額全額を負担する可能性が極めて高い場合には、当該債務超過額については全額、投資会社の持分に負担させなければならない。

なお、その後、当該持分法適用関連会社が利益を計上したときは、投資会社が負担した欠損が回収されるまで、その利益の金額を投資会社の持分に加算することとなる。

(2) 負担した債務超過額の表示方法（持分法実務指針21項参照）

投資会社の持分に負担させた関連会社の欠損は、連結貸借対照表上、「投資有価証券」勘定をゼロとした後は、当該関連会社に設備資金又は運転資金等の貸付金等（営業債権であっても、支払期日延長を繰り返し実質的に運転資金等であるものを含む。）がある場合には、投資の額を超える部分について当該貸付金等を減額する。債務超過持分相当額が投資及び貸付金等の額を超える場合は、当該超過部分は「持分法適用に伴う負債」等適切な科目をもって負債の部に計上する。なお、この処理は、関連会社ごとに行うこととされている。

以上

*6 ここでは、持分法適用会社が関連会社である場合を解説している。なお、持分法を適用した非連結子会社の欠損のうち、当該会社に係る非支配株主持分に割り当てられる額が当該株主の負担すべき額を超える場合には、当該超過額は、親会社である投資会社の持分に負担させなければならない（持分法実務指針21項、連結会計基準27項参照）。この場合にも、関連会社の会計処理と同様の処理を行う。